

山梨県公報

号外第六十号の二

平成十五年

十月十一日

土 曜 日

目 次

選挙管理委員会

- 直接請求又は解職のための署名を求められない期間……………一
- 選挙人名簿の登録について被登録資格決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間……………一

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第七十九号の二

山梨県の区域において衆議院議員総選挙が行われるため、平成十五年十月十一日から衆議院議員総選挙の期日までの間、山梨県の区域においては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)並びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求又は解職の請求のための署名を求められない。

平成十五年十月十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

山梨県選挙管理委員会告示第七十九号の三

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二條第二項及び第二十三條第一項の規定により、平成十五年十一月九日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定める。

平成十五年十月十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

- 一 被登録資格の決定の基準となる日 平成十五年十月二十七日(ただし、年齢につ

- 二 登録を行う日
- 三 縦覧に供する期間

いては同年十一月九日)
平成十五年十月二十七日
平成十五年十月二十八日から同年十月二十九日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番